

【裁判員制度を題材とした教材作成の趣旨・活用法について】

第1 「裁判員制度」の単元設定の趣旨**1 法教育における「裁判員制度」の学習の必要性**

平成21年5月までに、「国民の司法参加」の制度である裁判員制度^{*1}がスタートする。裁判員制度においては、一定の重大な刑事事件^{*2}の裁判について、20歳以上の国民からくじで選ばれた裁判員が、審理に参加し、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪である場合にはどのような刑にするかを話し合い（評議）、決定していく（評決）こととなる。

裁判員制度においては、幅広い層の国民からの主体的・積極的参加が求められるところ、裁判員制度の円滑な実施を可能とするためには、将来、裁判員として裁判員制度を支えることとなる中学生に対しても、裁判員制度の意義や重要性を理解させ、自らが将来の裁判員制度を担うのだという意識を持たせることが重要となる。

法教育研究会著「はじめての法教育」では、「司法」の単元を設け、裁判が公正な手続のもとで理性的な議論を踏まえて行われるものであることを学ばせる旨提唱しているところであるが、「裁判員制度」は、「刑事裁判」という「司法」の重要部分を大きく変革させる制度であり、国民生活に与える影響も多大なものである。そこで、本教材では、「司法」の単元とは別に「裁判員制度」の単元を設け、同単元において、生徒に裁判員を模擬体験させ、これを通じて、「国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まるとともに、国民が裁判員を経験することで、自らを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する意識を作り上げることにつながる。」という裁判員制度の意義について、学ばせることを目指している。

2 「裁判員制度」に関する学習指導要領や教科書の記述**(1) 学習指導要領の内容**

*1 裁判員制度の詳細については、最高裁判所の裁判員制度ウェブサイト（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）「裁判員制度Q & A」、法務省ウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>）、日本弁護士連合会ウェブサイト（http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/index.html）参照。

*2 法定刑に死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（代表的なものとしては、教師用参考資料1「主要な裁判員裁判対象事件一覧表」参照）。

裁判員制度が新たに創設された制度であることから、現行学習指導要領には、裁判員制度そのものについての記載はないが、現行学習指導要領においても、「司法」に関する記載部分である大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の中項目「イ 民主政治と政治参加」中の「法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」があり、この「法に基づく裁判の保障」に関する学習の中で、裁判員制度について触れることが考えられる。その際、「法に基づく裁判の保障」に関し、解説が「抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である。」旨述べていることからすれば、裁判員制度導入後の裁判を理解させるために、裁判員の具体的な働きを通して理解させる工夫が求められることとなる。

同様に、選択教科「社会」についても、学習指導要領が「見学・調査、課題学習、自由研究的な学習、作業的、体験的な学習、補充的な学習、発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱う。」旨規定しており、「裁判員制度」の学習についても、発展的な学習や活動的な学習として展開するなど、学校や生徒の特色に応じた学習指導の工夫が考えられる。

(2) 教科書の記述

教科書における「裁判員制度」は、出版社による違いはあるものの、司法制度改革の説明の中、あるいは刑事裁判の説明の中などにおいて、何らかの記述がなされている。中には、補充・深化の頁で詳しく解説をしているものも見られる。

3 「裁判員制度」学習の内容とその理解

「裁判員制度」に関する学習では、架空の刑事事件の裁判を題材とし、生徒自らが裁判員として参加することを想定しながら判決を考えていく過程を教材化している。この教材では、生徒は、自らを裁判員の立場におき、与えられた事案からの事実の抽出、証拠評価の検討などを行うこととなるが、その際、生徒は、意見の異なる他者と議論を交わすことで多面的なものの見方を知り、また、意見の異なる他者を説得するため、自らの意見を論理的に表現していく力が求められる。このように、生徒は、自らを裁判員の立場においた上で他者と議論をすることで、事象を多角的に考察する力や、他者に自らの考えを適切に表現する力を体得し、ひいては、これら一連の学習を通じ、裁判員制度の意義と機能を理解することが可能となる。

第2 本教材作成の基底にある3つの柱

- 1 生徒に裁判員制度の意義や重要性を理解させ、参加意識の醸成につなげるためには、生徒に

- (1) 刑罰や刑事裁判の意味
- (2) 刑事裁判における裁判官，検察官，弁護人の役割と刑事裁判のルール
- (3) 裁判員制度の意義と裁判員の役割

の3つについて学ばせる必要があり，本教材も，かかる考えを基底に置いて，作成されている。

2 それぞれの柱の趣旨

- (1) なぜ，【刑罰や刑事裁判の意味】を学ばせるのか。

裁判員が参加するのは刑事裁判である。刑事裁判では，ある人が犯罪を行ったかどうか，行ったとしてどのような刑罰を加えるかを判断する。犯罪を行えば刑罰を加えられるということは社会の重要なルールであり，刑罰は，犯罪を防止し自由に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な役割を果たしている。一方で，刑罰は，人の自由や財産を強制的に奪うものであり，刑罰を加えるかどうかの判断をするにあたってはきちんとした証拠に基づいた十分な検討をしなければならない。

このような刑罰や刑事裁判に関する理解は，裁判員の役割や裁判員制度の意義を理解する上で，不可欠の前提だからである。

- (2) なぜ，【刑事裁判における裁判官，検察官，弁護人の役割と刑事裁判のルール】を学ばせるのか。

裁判員が参加する刑事裁判では，裁判官，検察官，弁護人が，それぞれ違う役割を担っている。また，刑事裁判では，一定のルールに基づいて，被告人が犯罪を行ったと認められるかどうか，認められるとして，どのような刑罰を加えるべきかを判断する。

これらの点について具体的に理解することが，裁判員として刑事裁判に参加して自分が何をするのかという理解に繋がるからである。

- (3) なぜ，【裁判員制度の意義と裁判員の役割】を学ばせるのか。

裁判員制度が重要な意義を持つ制度であること，法律の専門家ではない裁判員が刑事裁判に参加しても適切な判断ができるということを，「裁判員のたまご」である若い世代に理解してもらいたいからである。

- 3 上記3つの柱を具体的に生徒に伝えていくため，後記「第3」記載のとおり，3時間分の本教材を作成したものであり，教師用の手引きとして，「教師用指導ガイド（教師用解説資料3及び5）」，「裁判員教材の在り方について（教師用参考資料3）」を添付している。

本教材では，これら資料も活用することで，基底にある3つの柱を生徒に学ばせることを目指している。

第3 単元

大項目 「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」

中項目 「イ 民主政治と政治参加」

1 単元の構成

小単元「裁判員制度」(3時間)の構成

第一時 「刑事裁判，裁判員制度の概要について知る」

第二時 「証拠の見方について知る」

第三時 「裁判員制度の意義について知り，また制度の課題について考える」

2 単元の目標

裁判のロールプレイングを通して，司法や裁判員制度についての関心を高める。

証拠の整理や他者との討論から事象を多面的・多角的に考察し，総合化して公正に判断する。

個々の事実を正確に把握して評価し，また，その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。

刑事裁判及び裁判員制度の仕組みと意義などについて理解する。

3 単元の位置付け

「裁判員制度」の単元は，中学校社会科公民的分野で実施する。なお，発展的な内容については，選択社会，総合的な学習の時間においても実施が可能になるような工夫がなされている。

前述「はじめての法教育」では，「司法」の学習に，社会科公民的分野において3時間を充てることとしているところであるが，多くの中学校で，社会科公民的分野において，司法学習に充てられる時間が4時間程度であると推察されることからすれば，「はじめての法教育」掲載の「司法」教材の一部と本教材を組み合わせるなどの工夫もあり得よう。

また，選択社会や総合的な学習の時間における「裁判員制度」に関する学習の展開を可能とするため，法律実務家による模擬裁判実演（ビデオ・DVDによるものも含む。）や講演との組み合わせ，模擬裁判の基本設定からの事実（証拠）の付加，削除などのバリエーションも考慮されよう。さらに，今後，裁判員裁判の具体的進行の詳細が定められた場合には，それにあわせた設定変更も考慮されよう。

4 単元の指導計画

本教材では，指導計画として，教師用解説資料2「指導計画1」及び教師用解説資料4「指導計画2」の2種類を準備している。この2つの指導計画の違いは，生徒自身に，教材3の模擬裁判シナリオからの事実・証拠の抽出作業を行わせ，その上で事実の多面的・多角的考察を行わせるか（指導計画1），生徒に対し，あらかじめ教材4の検察官の論告メモ，弁護人の弁論メモを提供することで，シナリオからの事実・証拠の抽出作業を減

らし、事実の多面的・多角的考察に重点を置くか（指導計画 2）の違いである。

以下では、2 種類の指導計画ごとに、単元の内容を記載する。

【指導計画 1】

(1) 第一時 「刑事裁判，裁判員制度の概要について知る」

第一時の授業では、「刑事裁判^{*3}，裁判員制度の概要について知る」というテーマのもと、まずは刑事裁判の仕組みや基本原則，裁判官，裁判員，検察官，弁護人の役割を確認する^{*4} とともに、刑事裁判に裁判員制度が導入されることの意義について考察する。その後、強盗致傷事件を題材とした模擬裁判を実施し、生徒自らが裁判員として判決を考えていく過程において、事象を多面的・多角的に考察する方法を学習する。

実際の学習の流れは、次のようになる。

教師から、「無罪の推定」や「黙秘権」^{*5} などの刑事裁判における基本原則や、裁判官，検察官，弁護人などの役割について説明を受け、これを確認する。その上で、裁判員制度についての教師の説明や、裁判員制度パンフレットなども使用して、裁判員制度の内容，裁判員の

*3 刑事裁判を含む一連の刑事手続の流れについては、教師用参考資料 2 「刑事手続の流れ概要」参照。

*4 「裁判官」，「検察官」，「弁護人」の各役割については、教師用参考資料 3 「裁判員教材の在り方について」参照。

*5 「無罪の推定」，「黙秘権」については、前掲「裁判員教材の在り方について」参照。

なお、有罪の立証については、検察官が責任を負っており、検察官は「合理的な疑いを残さない程度の証明（常識的にみて、もっともな疑問は残らない程度の立証。つまり、通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得るだけの立証。）」をする必要がある。

役割^{*6}などを知る（10分）。

事前意識調査として、「なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのだろうか。」について、それぞれの考えを教材1のワークシートに記入する（2分）。

生徒が演者となり、模擬裁判^{*7}を行う（20分）。

なお、指導計画1の場合は、配布シナリオは「被告人質問」までのものとし（教材3のシナリオ及び教材5の証拠一覧表）、論告メモ、弁論メモ（教材4）は配布しない。

演者はあらかじめ模擬裁判の練習をしておく。

有罪の根拠となり得る事実・証拠、無罪（有罪とは言い切れない）の根拠となり得る事実・証拠、それぞれの事象を個人で確認・抽出し、ワークシート「判決を考えよう」に記入する（5分）。

数名の班を作り、有罪の根拠となり得る事実・証拠、無罪（有罪とは言い切れない）の根拠となり得る事実・証拠を班で集約し、項目ごとにカード（有罪は赤、無罪は青）にまとめる（13分）。

ただし、この段階で、班での有罪・無罪の結論は出さない。

(2)第二時 「証拠の見方について知る」

第二時の授業では、「証拠の見方について知る」というテーマのもと、

*6 裁判員の役割は、刑事裁判（審理）に参加する、証拠（証言や書面等）に基づいて、被告人が有罪か無罪（有罪でない）かを定める（事実認定）、有罪の場合には、どのくらいの刑がよいか定める（量刑）、判決宣告に立ち会う、の4点であり、これらは裁判官と一緒に行う。

様々な社会経験を有する裁判員と法律の専門家である裁判官とが協働して判断することで、司法に対する理解と信頼が深まることが期待される。

なお、事実認定、すなわち、そのような事実があったのかなかったのかという判断は、日常生活の中で行っていることである。

事実認定と刑の決定（評議・評決）は、裁判官と裁判員のための非公開の場で行われる。裁判官と裁判員の意見が全員一致に至らない場合には、多数決で決められるが、被告人に不利な決定をする場合には、多数意見の中に裁判官、裁判員それぞれ1名以上の賛成が必要となる。

裁判員は、評議の内容（経過や個々の意見、意見数の多少等）についての秘密を守らなければならない（守秘義務）、違反した場合には罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられる。

*7 ただし、裁判員の参加する裁判の具体的進行については、今後、決められていくことになることから、教材3のシナリオは、現行裁判の進行を基に構成されている。

第一時に班で集約した有罪の根拠となり得る証拠，無罪（有罪とは言い切れない）の根拠となり得る証拠の双方を発表し，その評価につき考察し，裁判員として参加する場合に必要な多角的なものの方や自らの意見を伝える力の育成を目指す。

実際の学習の流れは，次のようになる。

班ごとに証拠の集約結果を発表し，証拠の分類・取捨選択をしながら，証拠の方を検討する。その中で，ある証拠が有罪の証拠とも言い得るし，逆にそうとは言い切れない可能性を持つ場合もあることを知り，それぞれの証拠の重要性^{*8}を判断した上で，刑事裁判の基本原則^{*9}に従って総合的な考察を行う^{*10}（25分）。

「裁判員として証拠を検討するとき，どのような点に気をつけなければならないか」について，ワークシートに記入し，発表する（15分）。

個人で1回目の判決を考え，ワークシートに記入する。結論はどちらにしる，根拠を明確に示し，第三時での評議に備え，自分と異なる意見の他者を説得するための主張，予想される反論などを考える（10分）。

③第三時 「裁判員制度の意義について知り，また制度の課題について考える」

第三時の授業では，「裁判員制度の意義について知り，課題を考える」というテーマのもと，模擬裁判について評議を重ねることで，意見の多様性を知り，国民が裁判に参加する裁判員制度の意義等について考える。

個人で出した1回目の判決結果を発表する。その後，異なる意見の者同士が入るように班を構成し，班長を裁判長役として班による評議を行い，班ごとに合意に達した点，対立した点を発表する（20分）。

*8 証拠の重要性の判断順序の基本としては，

- 1．客観的な証拠・事実
- 2．被告人以外の者（被害者，目撃者，その他参考人）の証言・供述や，被告人の供述から認定できる事実

となる。

*9 刑事裁判の基本原則については，教師用解説資料3「教師用指導ガイド（16頁）」参照。

*10 個別の証拠についてだけを検討するのではなく，それらを総合的に考えると，どう考えるのが一般の常識に合致するかを考える。その際，1つ1つは偶然の可能性があっても，その偶然性が重なり合う場合，それが必然になるのか，なお偶然性が消えないのかも考慮する。

ただし，評議の際は，人によって着眼点が異なることを認識することを目的とし，安易な意見の一致を求めない。

班での評議を踏まえ，2回目の判決を考え，自分の最終的な判断を理由付きで決定する。判決及び理由はワークシートに記入する（3分）。

クラス全体での評決を取り，評決結果に対する考えをワークシートに記入し，発表する（10分）。

模擬裁判，評議・評決を通じ，裁判員制度の意義^{*11}や課題について考えたことをまとめ，ワークシートに記入し，発表する（10分）。

事後意識調査として，「なぜ，国民が裁判に参加する必要があるのだろうか。」について再度考え，ワークシートに記入し，全3時間の授業について，感想をまとめる（7分）。

【指導計画2】

(1)第一時 「刑事裁判，裁判員制度の概要について知る」

第一時の授業では，「刑事裁判，裁判員制度の概要について知る」というテーマのもと，まずは刑事裁判の仕組みや基本原則，裁判官，裁判員，検察官，弁護士などが，それぞれどのような役割を担うかを確認するとともに，刑事裁判に裁判員制度が導入されることの意義について考察する。その後，強盗致傷事件を題材とした模擬裁判を実施し，生徒自らが裁判員として判決を考えていく過程において，事象を多面的・多角的に考察する方法を学習する。

実際の学習の流れは，次のようになる。

教師から，「無罪の推定」や「黙秘権」などの刑事裁判における基本原則や，裁判官，検察官，弁護士などの役割について説明を受け，これを確認する。その上で，裁判員制度についての教師の説明や，裁判員制度パンフレットなども使用して，裁判員制度の内容，裁判員の役割などを知る（10分）。

*11 一般的に言われている裁判員制度の意義としては，

- 1．様々な社会経験を持つ一般人が加わることで，刑事裁判に国民の視点，感覚が反映される。
 - 2．事実認定や量刑の判断を通じ，国民が，人権や社会秩序，社会における自らの役割を考えるようになる。
 - 3．評議・評決の過程を通じ，民主主義の基本を身につけることができる。
 - 4．裁判の進め方やその内容に国民の視点，感覚を反映することで，司法に対する国民の理解と信頼が深まり，司法がより身近なものになる。
- が挙げられる。

事前意識調査として、「なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのだろうか。」について、それぞれの考えを教材2のワークシートに記入する(2分)。

生徒が演者となり、模擬裁判を行う。

なお、指導計画2の場合は、論告メモ、弁論メモを含んだシナリオ(教材3、教材4及び教材5)を配布する。

演者はあらかじめ模擬裁判の練習をしておく。

演者以外の生徒は、模擬裁判中、自分なりに有罪、無罪(有罪とは言い切れない)の根拠になると考える部分につき線を引き、その部分と、検察官役が論告メモに基づいて読み上げる有罪の根拠として主張している事実・証拠、弁護人役が弁論メモに基づいて読み上げる無罪(有罪とは言い切れない)の根拠として主張している事実・証拠のそれぞれとを対比し、有罪、無罪(有罪とは言い切れない)の根拠となり得るかを考える(33分)。

個人での第1回目の判決を考え、ワークシートに記入する(5分)。

(2)第二時 「証拠の見方について知る」

第二時の授業では、「証拠の見方について知る」というテーマのもと、証拠の評価につき考察した上、班ごとの討議を行うことにより、裁判員として参加する場合に必要な多角的なものの見方や意見の多様性、自らの意見を伝える力の育成を目指す。

実際の学習の流れは、次のようになる。

第一時にワークシートに記載した個人での1回目の判決結果を発表し、1回目のクラスでの評決をとる(5分)。

「裁判員として証拠を検討するとき、どのような点に気をつけなければならないか」について、ワークシートに記入し、発表する(15分)。

第一時に記載したワークシートでの判決に基づき、異なる意見の者同士が入るように班を構成し、班長を裁判長役として班による評議を行い、班ごとに合意に達した点、対立した点を発表する(25分)。

ただし、評議の際は、人によって着眼点が異なることを認識することを目的とし、安易な意見の一致を求めない。

個人で2回目の判決を考え、ワークシートに記入する。結論はどちらにしる、根拠を明確に示し、第三時での評議に備え、自分と異なる意見の他者を説得するための主張、予想される反論などを考える(5分)。

(3)第三時 「裁判員制度の意義について知り、また制度の課題について考える」

第三時の授業では、「裁判員制度の意義について知り、また制度の課

題について考える」というテーマのもと、模擬裁判について評議を重ねることで、意見の多様性を知り、国民が裁判に参加する裁判員制度の意義等について考える。

教師を裁判長役として、クラスでの評議を行う。

ただし、この評議では、更なる意見の多様性を知ることが目的とし、安易な意見の一致を求めない（20分）。

個人で3回目の判決を考え、ワークシートに記入する。結論はどちらにしる、根拠を明確に示す（3分）。

クラス全体での2回目の評決を取り、評決結果に対する考えをワークシートに記入し、発表する（10分）。

模擬裁判、評議・評決を通じ、裁判員制度の意義や課題につき考えたことをまとめ、ワークシートに記入し、発表する（10分）。

事後意識調査として、「なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのだろうか。」について再度考え、ワークシートに記入し、全3時間の授業について、感想をまとめる（7分）。

5 バリエーション等

本教材は、あくまで指導計画の基本類型を示したものであり、実際の授業における様々な工夫の余地を残している。

例えば、

本教材では、模擬裁判を用いているが、指導計画1のシナリオでは、論告、弁論は省かれている。本来、論告、弁論の中で述べられることとなる「有罪の根拠となり得る証拠」、「無罪（有罪とは言い切れない）の根拠となり得る証拠」それぞれについては、教師用に証拠カード一覧表（教材6）を作成しているが、指導計画1では証拠調べ手続までのシナリオに基づき、生徒自身に考えさせることとしている。

しかし、指導計画2のように、論告と弁論、すなわち「有罪の根拠となり得る証拠」、「無罪（有罪とは言い切れない）の根拠となり得る証拠」それぞれを、あらかじめシナリオに盛り込んで生徒に提供することで、証拠の抽出作業を減らし、生徒同士に議論させ、他者との討論に重点を置く方法もある。

本教材の模擬裁判シナリオでは、目撃証人は存在せず、指紋についても何ら述べられていない。そこで、基本設定を変更し、「目撃証人がいたらどうであろう。」、「その場合、どの程度の目撃か。」とか、あるいは「封筒や紙幣に指紋は付いていたが、不鮮明なものであったため照合できなかった、という場合はどうであろう。」など、事実（証拠）を付加したり、逆に、「被告人は、逮捕時に他にも数万円の現金を財布に所持していた場合はどうであろう。」、「被害者のおばあさんが犯人について、若い男かどうかも全く見ていなかったらどうであろう。」など、事

実（証拠）の削除を行い，当該事実（証拠）の持つ重要性につき，生徒に考えさせる工夫もあり得よう。

また，シナリオは，現行裁判の進行を基に構成しているため，今後，裁判員の参加する裁判が始まり，具体的進行が決定した場合には，それに合わせたシナリオの変更もあり得る。

本教材では，模擬裁判を生徒自身に演じさせることとしているが，生徒ではなく，法律実務家（裁判官，検察官，弁護士）を学校に招き，模擬裁判を実演してもらい，あるいは，実演でなくとも，法律実務家が演じるビデオないしDVDを視聴させることも選択肢の一つである。その際，生徒は全員裁判員として参加させ，評議・評決を行わせる。

また，模擬裁判の評決後，生徒と法律実務家との間でディスカッションを行い，裁判員として重要な職務について討議させることもあり得よう。

裁判員制度実施後は，実際の裁判員の参加する裁判の傍聴（判決前まで）を組み合わせ，法廷で取り調べられた証拠や検察官，弁護人それぞれの意見を前提として，授業で生徒同士に議論させることもあり得よう。

本教材では，「裁判員制度」について教師がパンフレット等を用いて説明を行うこととなっているが，この点，裁判員制度広報用ビデオやパンフレットを事前に配布し，生徒自身による事前研究の課題としておくなどの工夫もあり得よう。